

公益財団法人深尾理工教育振興財団定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、公益財団法人深尾理工教育振興財団と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、滋賀県内で、技術を支える理工系学生を輩出するための教育振興、人材育成事業に関する助成、寄贈等の事業を行うことにより、滋賀県の「環境に優しい工業の発展」に寄与し、もって地域社会の発展と環境保全に資することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 少年少女期から理工系への興味を抱かせるような模型、実験器具、図書、ビデオ等の、滋賀県内の小学校、中学校および高等学校への寄贈もしくは助成
- (2) 滋賀県内の理工系高校の生徒に対する奨学金の支給
- (3) 滋賀県内の児童、生徒を対象とした科学、技術に関する勉強会への助成
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

第5条（基本財産）

この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2、基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2、前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3、第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2、前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3、第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年

間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

第10条（定数）

この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

第11条（選任及び解任）

評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2、評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3

分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3、評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第12条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3、評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第13条（報酬等）

評議員に対する報酬は、無報酬とする。

2、評議員には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

第14条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第15条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第16条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度1回事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第17条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2、評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第18条（議長）

評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

第19条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

第20条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2、前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 役員

第21条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2、理事のうち1名を理事長とする。

3、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。

4、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第22条（役員を選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

第23条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2、理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、かつ、業務を統括する。

- 3、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4、常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5、理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第25条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結する時までとする。

- 2、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結する時までとする。
- 3、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4、理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第26条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第27条（役員の報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。

但し、業務・事務執行役員である常務理事については月額10万円の報酬を支払う。

- 2、理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第28条（役員の実任の免除）

この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の実任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、実任の原因となった事実の内容、当該役員の実任の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる。

第7章 理事会

第29条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第30条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

第31条（招集）

理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2、前項本文の場合において、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。

第32条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故が

あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

第33条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2、前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第34条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2、出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問

第35条

この法人に、顧問を置くことができる。

- 2、顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3、顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4、顧問は、無報酬とする。

第9章 定款の変更及び解散

第36条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2、前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条の規定の変更についても適用する。

第37条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第38条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第39条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第40条

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

付則

- 1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の登記の日から施行する。
- 2、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3、この法人の最初の理事長は、今井 紘一とする。